

平成14年11月21日

2 実施医療施設の施設・設備基準及び人的基準について

(1) 実施医療施設の施設・設備の基準について

(2) 実施医療施設の人的基準について

(3) 倫理委員会について

という3部構成となっています。以下のように修正、追加を提案いたします。

(I) (1), (2), (3) は各論であるので、冒頭に総論的記載をする。

(II) (1), (2), (3) のそれぞれのセクションの冒頭に総論的記載をする。
いわば各論の総論。

(III) 総論の総論要旨

生殖細胞提供者、生殖補助医療を受ける家族、および生まれてくる子どもの健康、福祉を担保するにふさわしい施設、設備、人材を用意すること。

(IV) (1) の総論要旨

産科施設、新生児施設、長期追跡施設の Co-ordination を必要条件とする。

(V) (2) の総論要旨

新生児専門医、小児精神保健専門医、カウンセラーの関与を明確にする。

(VI) (3) の総論要旨

倫理委員会の最も重要な機能は、心理的リスクの高い家庭の同定にある。